



子どもの権利条約と子ども基本法について

子どものけんりじょうやくと子どもきほんほうについて



子どもの権利条約とは？



子どもの権利条約とは？

18歳未満の子どもを「権利の主体」と位置づけ、全ての子どもの権利を保障するための国際的な条約です。日本は1994年4月22日にこの条約に批准しました。今では、世界の196の国と地域がこの条約に批准していて、世界で最も広く受け入れられている人権条約になっています。



こ けんりじょうやく

「子どもの権利条約」は、世界中の子どもたちが幸せに、元気に、安心してくらせるようにするためのやくそくです。いろんな国といっしょに話し合って決めました。日本も1994年4月22日このやくそくを守ることにしました。



子どもの権利を包括的に明示したこの条文は、前文と本文54条からなり、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などに関わるさまざまな権利を具体的に定めています。

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されています。

子どもの権利条約の「4つの原則」

差別の禁止
さべつのないこと
(差別のないこと)



子どもの最善の利益
こどもにとってもっともよいこと
(子どもにとって最もよいこと)



生命、生存及び発達に
対する権利
いのちをまもられせいちようできること
(命を守られ成長できること)



子どもの意見の尊重
いけんをひょうめいしさんかできること
(意見を表明し参加できること)



けんり

こどもには大きくわけて4つの権利（大切にされること、してもいいこと）があります。それは①「さべつのないこと」②「こどもにとってもっともよいこと」③「いのちをまもられせいちようできること」④「いけんをひょうめいしさんかできること」です。

子どもの権利条約とは？

よ
読んでみよう！ 「子どもの権利条約」第1～40条 日本ユニセフ協会抄訳



こども基本法とは？



きほんほう

こども基本法とは？

2022年6月に成立し、2023年4月に施行されました。

すべての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、その基本的な考え方をはっきりとさせ、国や都道府県、市区町村など社会全体で、子どもに関する取組「こども施策」を進めるためにつくられました。これから国や都道府県、市区町村は、このこども基本法の内容に沿って、子どもや若者に関する取組を進めていきます。



日本のかどもたちが幸せにくらせるように、国や大人がみんなで
きょうりょくして、こどもたちのことを一番に考えようという国
がきめたやくそくです。



こども基本法とは？



こども基本法には、4つの基本理念と6つの基本方針が定められています。



きほんりねん
基本理念とは「なぜそれをするのか」「どんなことを大切にしたいのか」という、一番大切な気持ちや考え方のこと、

きほんほうしん
6つの基本方針（みんなで守る約束）とは、こどもたちが安心してこころもからだも健康にすくすく成長するために一番大切な考え方です。



子ども基本法「4つの基本理念」

差別の禁止

こ う ばしょ からだ す さべつ
どんな子も、生まれた場所や体のこと、好きなことで差別されません。

生命、生存及び発達に対する権利

あんしん く ぎゅくたい まも ひつよう とき たす
こどもたちが安心して暮らせるように、いじめや虐待から守ったり必要な時に助けてくれます。

子どもの意見の尊重

じぶん いけん い いろいろ きかい
こどもたちが自分の意見を言えるように、色々な機会をつくってくれます。

子どもの最善の利益

こ かんが
その子にとってもっとよいことをいちばんに考えます。



きほんほう

きほんほうしん

子ども基本法「6つの基本方針（みんなで守るやくそく）」 (こども施策※が大切にしている考え方)

- ①どんな子どもも人として大切にされること
- ②安心して生活でき、あいじょうを受けて育つことができること
- ③自分にかかわることは、自分で意見を言えること
- ④年れいやせいちょうに合わせて、一番よいことがゆうせんされること
- ⑤子育ては家庭をきほんに、みんなで助け合うこと
- ⑥子どもたちが楽しく幸せな家庭や社会をつくること



こども基本法とは？



こども施策（みんなで守る約束）とは？

- ・おとなになるまでの心や身体のサポートをすること
たとえば・・・いばしょづくり、いじめたいさくなど
- ・子育てをする人たちへのサポートをすること
例えは・・・はたらきながら子育てしやすいかんきょうづくりやこまった時に話せる場所や助けをもとめられる場所をつくること



こどもって何さいまで？

きほんほう

- ・こども基本法では、18さいや20さいといった年齢いでサポートがなくならないよう、心と身体のせいちょうのとちゅうにある人を「こども」としています。こどものそれぞれのようすにあわせて社会で幸せにくらしていけるよう、ささえていきます。





けんりじょうやく

きほんほう

子どもの権利条約や子ども基本法についてわかりましたか？

つぎのクイズに答えてかくにんしてみましょう！





けんり

子どもの権利クイズ



クイズ1

きほんほう

こども基本法でこどもはなんさいまで？

- ① 16さいまで
- ② 18さいまで
- ③ 20さいまで
- ④ 心と身体のせいちょうのとちゅうにある人





クイズ1 こたえ④

こたえは④の心と身体のせいちょうのとちゅうにある人
子どもの権利条約では、子ども=18さいまでとしています。
こども基本法では、18さいや20さいといった年れいでサポートが
受けられなくならないよう、心と身体のせいちょうのとちゅうにある
人を「こども」としています。



クイズ2 だれのけんり (大切にされること、 してもいいこと) が大切だろう？

- ① 自分のけんり
- ② 友だちのけんり
- ③ どちらも





クイズ2 こたえ③

こたえは③のどちらも。子どもはみんな同じけんりを持っています。おたがいに守りたいけんりがぶつかり合うことがあったら、おたがいの守りたいけんりを大切にしながらどんなかいけつ方法があるかいっしょに話し合って考えよう。

クイズ3 こどもの施策（みんなで守るやくそく）に対して子どもが意見を言うことはできる？

① できない（大人がきめる）

② できる





クイズ3 こたえ②

こたえは②のできる。

けんりじょうやく

げんそく

子どもの意見を大切にすることは、子どもの権利条約の4つの原則の一つです。



クイズ4 子どものけんりは宿題をやらなかったりや
くそくを守らなかったりすると取り上げられ
る？

① はい

② いいえ





クイズ4 こたえ②

こたえは②のいいえ。

けんりは、子どものけんりを含めて、すべての人が生まれたときから持っているもの。もちろんやるべきことや守るべき約束はあるけれど、「子どものけんり」はそれらと引きかえにあたえられたり取られたりするものではない。



クイズ5 子どもが言うことを聞かないときや悪いことを行った時も、大人はたたいたりぶつたりしてはいけない。

① はい

② いいえ





クイズ5 こたえ①

こたえは①のはい。
けんりじょうやく

子どもの権利条約では、どんな理由でも子どもがぼうりょくをふるわれたり、ひどいあつかいを受けることがあってはならないと定めています。

ぼうりょくで子どもにいたい思いをさせたり、言葉で心をきずつけるようなことはゆるされません。



子どもの権利条約やこども基本法について、りかいできましたか？

つぎは、アンケートの回答をおねがいします。

アンケートの回答はこちらのURLからおねがいします。

